

神奈川県医療機関・医療関係者向け
支援事業のご案内

令和8年度版

神奈川県健康医療局

保健医療部医療企画課

目次

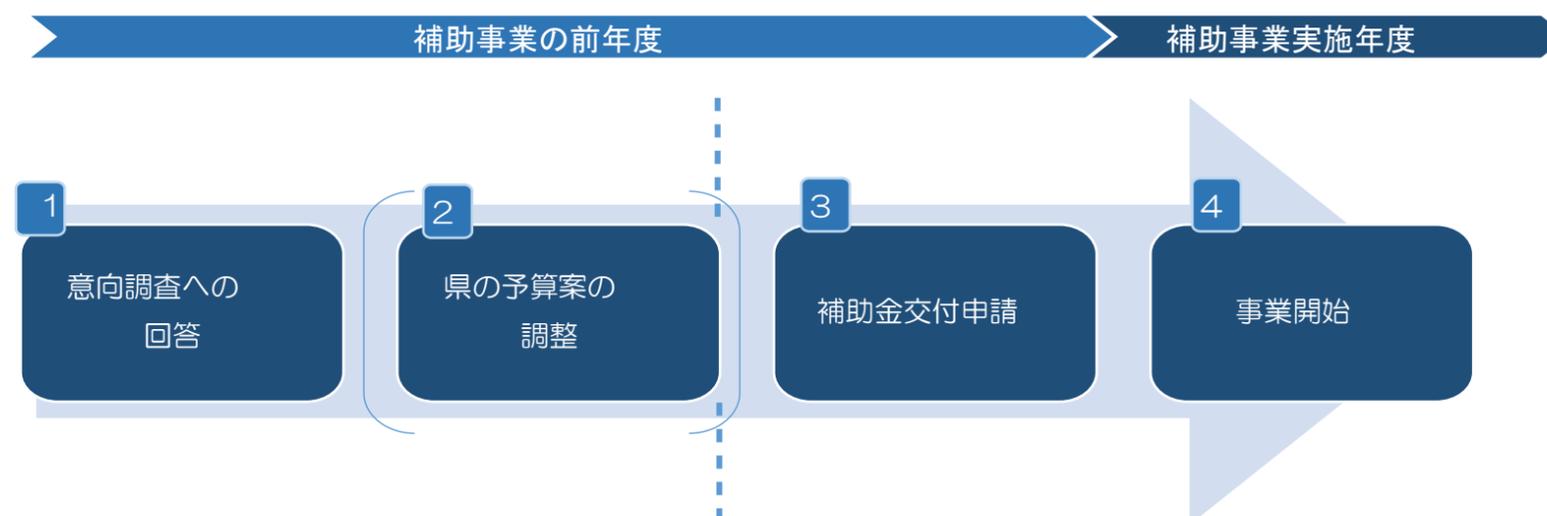
1	補助金申請の流れについて	… 1
2	新規の事業提案募集について	… 2
3	病床機能転換に活用できる支援策	… 4
4	県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和8年度）	
	・ 補助金	… 8
	・ 補助金以外の支援事業	… 34

1 補助金申請の流れについて

県が医療機関を対象として実施する補助金の基本的な流れを記載しています。補助金によって申請時期や交付時期が異なりますので、詳しくは補助金担当課へお問い合わせください。

(1) 基本的な流れ（既に補助制度がある場合）

※令和8年度現在の補助事業は P8以降を参照



年度	項目	時期（予定）	概要
前年度	1 意向調査への回答	【前年度】 5～9月頃	県から補助対象事業者等に対して、ホームページやメール等により、翌年度の補助事業の実施意向についての調査を行います。意向がある場合は回答してください。 ※事業によって実施時期や実施方法は異なりますので、ご不明な場合は、補助金担当課にお問い合わせください。
	2 県の予算案の調整	9月～3月頃	意向調査の結果に基づき、県が予算案を作成し、県庁内での調整を行います。県議会の議決により、3月に予算が確定します。
	3 補助金交付申請	3月頃～	県に対して補助金の交付申請をします。 ※事業により時期は異なります。
実施年度	4 事業開始	【事業実施年度】 4月以降	県から補助金の交付決定がされた後、事業に着手することができます。

(2) 補助金を活用する場合の留意点

- 工事契約や設備購入契約等にあたり、原則として一般競争入札を行う必要があります。
- 県からの補助交付決定後に事業に着手する必要があります。

※県が事前着手を認めた場合以外、交付決定前に事業着手した場合は、補助対象となりません。

2 新規の事業提案募集について

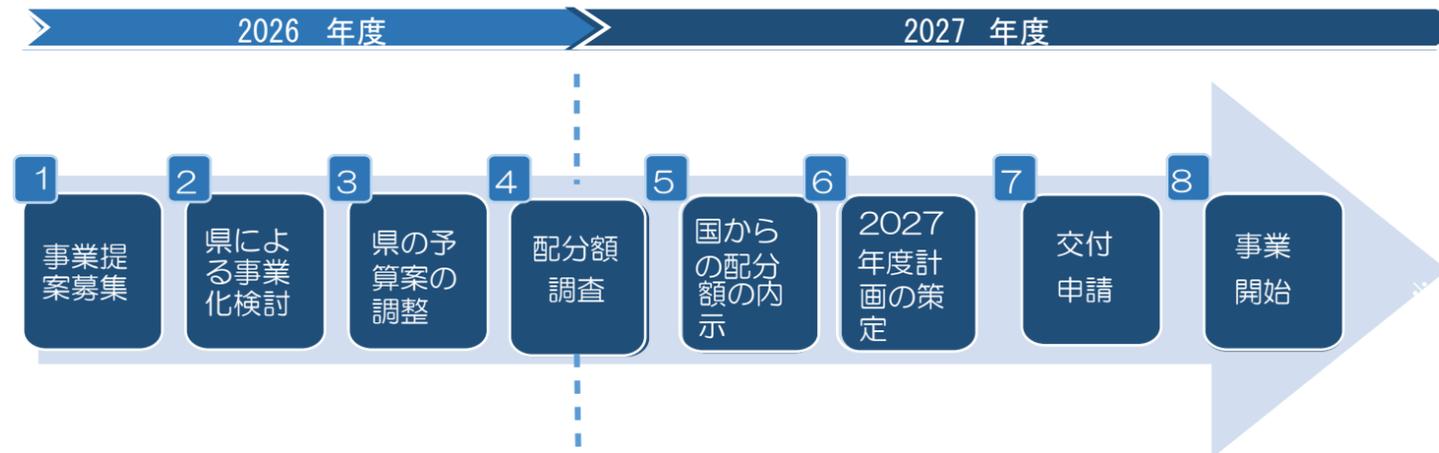
県が毎年実施する地域医療介護総合確保基金の事業提案募集で提案いただき、新規事業として採択されれば、翌年度（原則として9月頃）に、新たな補助事業が開始されます。

(1) 基金の事業提案募集とは

- 基金を活用していくにあたり、毎年、基金の事業計画策定の参考とするため、県民、医療・介護団体の皆様から、これからの医療・介護サービスの提供体制の充実に向けた事業提案を募集します。
- 下記の4つの分野に該当する取り組むべき事業を提案いただきます。
 1. **病床の機能分化・連携**
 2. **在宅医療の提供体制の整備・充実**
 3. **医師や看護職員等の医療従事者の確保・養成**
 4. **勤務医の働き方改革の推進**
- なお、提案の採否については、原則、回答しません。

⇒ 特定の医療機関限定ではなく、県や地域のニーズを踏まえた提案、複数の医療機関が活用できる提案であれば、採択される可能性があります。

(2) 事業提案募集から事業化までの流れ (2026年度募集の想定スケジュール)



項目	時期(予定)	概要
1 事業提案募集	2026年5月末～7月末頃	基金を活用した新規事業の案を、県ホームページにおいて募集します。
2 県による事業化検討	2026年8月～	提案された新規事業案について、県の担当課から詳細をヒアリングさせていただく場合があります。
3 県の予算案の調整	2026年9月～2027年1月頃	2027年度の基金計画の策定を見据え、事業化検討と並行して、県の2027年度予算の調整を行います。(当初予算案は2月に公表)
4 配分額調査	2027年2月～4月頃	国が都道府県に配分する額を調整するため、各都道府県の2027年度の計画の計画額や内容についての調査が行われます。
5 国からの配分額の内示	2027年8月頃(想定)	国から県に対して2027年度の配分額が内示されます
6 2027年度計画の策定	2027年9月頃(想定)	国からの内示額を踏まえ、県で2027年度計画を策定して国に提出します。
7 交付申請	2027年9月頃(想定) ※	医療機関から県に対して補助金の交付申請をし、県が交付決定を行います。
8 事業開始※	2027年9月頃(想定)	事業開始

※事業によっては、過去の基金の残額を活用することで、9月よりも前に交付決定・交付決定を行い、事業に着手できる場合があります。

3 病床機能転換に活用できる支援策

(1) 回復期病床等転換施設整備費補助 (H27～) 補助金

- 回復期以外の病床機能から回復期病床（回復期リハビリテーション病棟、地域包括ケア病棟、地域包括医療病棟）へ転換または増床等で整備する医療機関の施設整備費への補助
 - ※ 横浜、川崎北部、川崎南部、県央二次医療圏では慢性期病床の整備も補助対象になります。
- 補助基準額（上限）
 - 改修：8,257 千円/床
 - 新築・増改築：12,100 千円/床
- 補助率 3 / 4

(2) 病棟等転換準備経費支援事業 (R5～) 補助金

- 「基本診療料の施設基準等」（平成 20 年厚生労働省告示第 62 号）に定める施設基準等を満たす回復期リハビリテーション病棟（病室）又は地域包括ケア病棟（病室）（主に回復期機能を提供する病棟又は病室に限る。）、地域包括医療病棟（主に回復期機能を提供する病棟に限る。）の整備に伴い発生する以下の準備経費への補助。（開設前 3 か月から開設後 3 か月の計 6 か月の間に発生する経費に限る。）
 - ①看護職員（看護師、准看護師、看護助手）及びリハビリテーション専門職の訓練期間中の人件費（ただし、リハビリテーション専門職は 1 名を上限とする。）の訓練期間中の人件費
 - ②職員の募集に係る経費（人件費除く）
 - ③普及に係る経費（人件費除く）
- 補助基準額（上限）
567 千円×補助対象病床数
- 補助率 3 / 4

【補助金活用の場合の具体的な手続き例】

・A病院（前年度の「意向調査」にエントリー・地域包括ケア病棟に転換）

8月	回復期転換補助の意向調査に「希望あり」と回答
12月	県へ事前相談
翌年3月	県に事業計画書を提出（添付書類：資金計画、設計図など）
翌年6月	県へ交付申請書を提出
翌年7月	交付決定
翌年8月	入札公告・入札
翌年9月	契約・工事着工
翌年12月	工事竣工
翌々年1月	県へ実績報告書提出
翌々年2月	補助金の額の確定・補助金の支払い
翌々年4月	関東信越厚生局に地域包括ケア病棟の届出

・B病院（追加応募・2か年整備）

5月	施設改築に併せて地域包括ケア病棟への転換を検討、県に相談
8月	県の令和4年度予算で対応できることが確定 ※「意向調査」にエントリーした医療機関を優先して事業実施するため、当該年度の予算が不足する場合には、翌年度予算での対応になり、お待ちいただくこととなります。
10月	県へ交付申請書（1年目分）を提出
11月	交付決定
12月	入札公告・入札
翌年1月	契約・工事着工
翌年3～4月	県へ実績報告書（1年目分）提出 県へ交付申請書（2年目分）提出
翌年5月	補助金の額の確定・補助金の支払い（1年目分）
翌年8月	工事竣工
翌年9月	県へ実績報告書提出
翌年10月	補助金の額の確定・補助金の支払い
翌々年1月	関東信越厚生局に地域包括ケア病棟の届出

【補助金を辞退または翌年度以降に延期した事例における辞退・遅延理由】

過去に、以下のような理由で、補助申請を取り下げざるを得なくなったり、スケジュールが大きく遅れた事例があります。補助を受けるにあたっては、十分に留意して計画を立ててください。

■人員確保の問題

- 人員確保（医師、看護師）が困難なため
（慢性期から回復期への転換、休棟中病床の転換の事例など）

■計画変更・スケジュール遅延など

- 許認可等の手続きの遅れ
- 設計に時間を要し、年度内着手が困難になった
- 入札不調 ※最近の建設費高騰に伴い事例増加
- 別の補助金（耐震整備事業）を活用することにした
- 自院や地域の患者動向を分析した結果、急性期患者の需要が多いと判断した○回復期へ転換することについて、行政や地元の医療関係団体との調整がうまくいかない

■資金計画に関するもの

- 工事費高騰により予算額を超過
- 最低限の改修とし、補助を活用しないことにしたもの（自己負担分の資金繰りの問題、補助を活用することによる制約など）

【参考】地域医療介護総合確保基金の基本的な仕組み

- 地域医療介護総合確保基金は、医療と介護の提供体制の充実を図るため、国と都道府県が負担して、都道府県ごとに造成しています。
- 基金を活用して事業を行うためには、都道府県計画への位置づけが必要です。
- 基金は「医療分」と「介護分」に大別され、医療分は以下4つの分野で基金を活用し事業を実施しています。
 - 1 病床の機能分化・連携（事業区分Ⅰ）
 - 2 在宅医療の提供体制の整備・充実（事業区分Ⅱ）
 - 3 医師や看護職員等の医療従事者の確保・養成（事業区分Ⅳ）
 - 4 勤務医の働き方改革の推進（事業区分Ⅵ）

地域医療介護総合確保基金の対象事業

I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

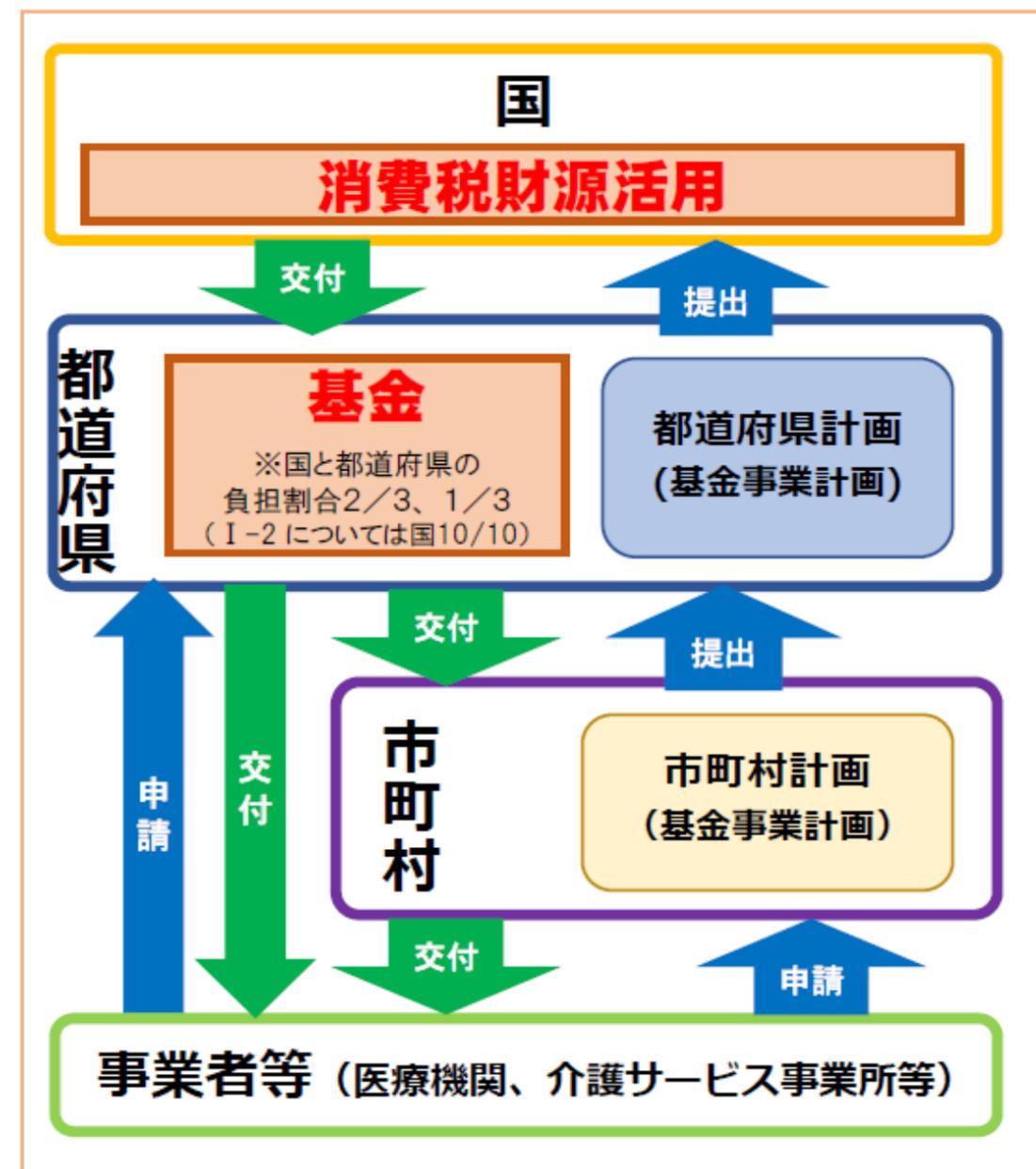
Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業

Ⅲ 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)

Ⅳ 医療従事者の確保に関する事業

Ⅴ 介護従事者の確保に関する事業

Ⅵ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業



4 県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和8年度）

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
		独法	公立	公的	民間									
救急医療関係														
1	休日夜間急患センター施設整備事業	休日夜間急患センター	○	×	○	○	次のいずれかの面積 (人口10万人以上の場合) 150㎡×484,000円(鉄筋コンクリート) (人口5万人以上10万人未満の場合) 100㎡×484,000円(鉄筋コンクリート)	休日夜間急患センター(医科)の新築、増改築に要する工事費等	1/3 (事業者2/3)	国庫	前年度7月頃	医療整備・人材課医療整備グループ	045-210-4874	※基準額は令和7年度のものであり、今後変動する可能性があります
2	病院救急車活用促進事業費補助	厚生労働省大臣が適当と認める者	○	○	○	○	○運営費 病院救急車の運転手を確保する場合 4,701千円×確保月数/12 ○設備整備費 1か所あたり26,966千円	○運営費 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、備品購入、通信運搬費、借料及び損料、消耗品費、保険料、燃料費、委託費、租税公課(自動車税、自動車重量税)等 ○設備整備費 病院救急車及び病院救急車に搭載する医療機器等の購入費	1/2 (事業者1/2)	国庫	前年度5月頃	医療整備・人材課医療整備グループ	045-210-4874	
災害時医療関係														
3	地域災害拠点病院施設整備事業(医療提供体制施設整備費補助金)	地域災害拠点病院	○	×	○	○	補強が必要と認められるもの基準面積2,300㎡×51,300円	地域災害拠点病院の新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	0.5 (事業者0.5)	国庫	前年度6月頃	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	045-285-0656	※基準額は令和7年度のものであり、今後変動する可能性があります
							備蓄倉庫1医療機関当たり53,594千円	備蓄倉庫整備に要する工事費等						
							非常用自家発電設備1医療機関当たり174,094千円	非常用自家発電設備整備又は更新に要する工事費等						
							受水槽1医療機関当たり160,434千円	受水槽整備又は更新に要する工事費等						
							ヘリポート1医療機関当たり92,489千円	ヘリポート整備に要する工事費等						
							給水設備1医療機関当たり75,443千円	給水設備整備に要する工事費等						
							燃料タンク1医療機関当たり34,791千円	非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に要する工事費等						

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
		独法	公立	公的	民間									
4 医療施設耐震整備事業（医療提供体制施設整備費補助金）	医療機関	○	×	△	○	ア Is値0.4以上0.6未満の建物を有する第二次救急医療施設等の病院 基準面積2,300㎡×51,300円 イ Is値0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等の病院 ウ Is値0.3未満の建物を有する病院 基準面積2,300㎡×243,800円 ※ウに限り、公的団体も補助事業者となり得る	医療施設耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等又は工事請負費	0.5 (事業者0.5)	国庫	前年度6月頃	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	045-285-0656		※基準額は令和7年度のものであり、今後変動する可能性があります
5 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業（医療提供体制施設整備費補助金）	医療機関	○	×	○	○	非常用自家発電設備 1医療機関当たり174,094千円 受水槽 1医療機関当たり160,434千円 給水設備 1医療機関当たり75,443千円 燃料タンク 1医療機関当たり34,791千円	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費 受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費 給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費 非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費	0.33 (事業者0.67)	国庫	前年度6月頃	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	045-285-0656		※基準額は令和7年度のものであり、今後変動する可能性があります
6 医療施設浸水対策事業（医療提供体制施設整備費補助金）	医療機関	○	×	○	○	医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの1医療機関当たり49,130千円 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの1医療機関当たり38,769千円 止水版の設置の設置が必要と認められるもの1医療機関当たり466千円 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの1医療機関当たり26,894千円	医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費 止水版の設置に必要な工事費又は工事請負費 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置に必要な工事費又は工事請負費	0.33 (事業者0.67)	国庫	前年度6月頃	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	045-285-0656		※基準額は令和7年度のものであり、今後変動する可能性があります

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
			独法	公立	公的	民間									
7	医療施設ブロック塀改修等施設整備事業（医療提供体制施設整備費補助金）	医療機関	○	○	○	○	対象の長さ1m当たり97千円 (ただし30mを上限とする。)	ブロック塀の改修等に必要な工事費又は工事請負費	1/3 (事業者2/3)	国庫	前年度6月頃	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	045-285-0656		
8	医療施設等災害復旧費補助金	医療機関等	○	○	○	○	【公的医療機関等施設、へき地診療所、医療関係者養成所施設、病院内保育所】 厚生労働大臣の定める額 【政策医療実施機関（※）、研修施設】 13,139千円～769,100千円 ※激甚災害の場合、厚生労働大臣の定める額 【看護師宿舎】 既存面積（33㎡/1人を限度）× 1/2 ×198,300円	地震や台風、豪雨等の自然災害により医療施設等が被災した場合、建物や医療用設備などを復旧に要する費用	1/2 (事業者1/2) 2/3 (事業者1/3)	国から直接補助	被災後1か月以内に報告	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	045-285-0656		

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
		独法	公立	公的	民間									
9 地域災害拠点病院設備整備事業 (医療提供体制設備整備費補助金)	地域災害拠点病院	○	×	○	○	医療機器等1か所当たり19,224千円 緊急車両1か所当たり31,865千円 (ただし外部給電器を購入する場合は、2,200千円加算する)	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費 緊急車両(緊急車両に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。)の購入費	2/3 (事業者1/3) 1/3 (事業者2/3)	国庫 県一財 国庫	前年度 7月頃	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	045-285-0656		
10 災害拠点精神科病院等設備整備事業 (医療提供体制設備整備費補助金)	災害拠点精神科病院等	○	○	○	○	システム端末等1か所当たり8,676千円	災害拠点精神科病院及び日本DPATを有する病院として必要な広域災害・救急医療情報システム端末等の購入費	1/2 (事業者1/2)	国庫	前年度 6月頃	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	045-285-0656		
11 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業 (医療提供体制設備整備費補助金)	災害・感染症医療業務従事者派遣に関する協定締結医療機関等	○	○	○	○	医療機器等1か所当たり19,224千円	災害・感染症医療業務従事者派遣に必要な設備の購入費	1/3 (事業者2/3)	国庫	前年度 6月頃	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	045-285-0656		
						緊急車両1か所当たり31,685千円	緊急車両(緊急車両に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。)の購入費							
12 衛星通信環境整備費補助事業	災害拠点病院、災害拠点精神科病院	○	△	○	○	1か所当たり741千円	衛星通信システムの購入費及び設置費	国庫対象機関 10/10 国庫対象外機関 2/3 (事業者1/3)	国庫 県一財	前年度 4月頃	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	045-285-0656		

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
		独法	公立	公的	民間									
13 DMATインストラクター養成事業補助金	災害拠点病院	○	○	○	○	<p>【研修参加に係る旅費】</p> <p>DMAT隊員養成研修（東日本）3,000円/日・1人 DMAT隊員養成研修（西日本）36,000円/回・1人 統括DMAT（技能維持）研修 88,000円/回・1人</p> <p>【研修参加に係る宿泊費】</p> <p>13,000円/泊・1人</p> <p>【研修参加に伴う代員人件費】</p> <p>代員が医師の場合60,000円/日・1人 代員が医師以外の場合22,000円/日・1人</p>	DMATインストラクター養成事業に要する経費	定額	県一財	前年度6月頃	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	045-285-0656		
14 防災訓練等参加支援事業（災害時医療救護体制活動費補助金）	厚生労働大臣が適当と認める者	○	○	○	○	知事が必要と認めた額	<p>防災訓練等参加支援事業に要する経費のうち次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費 ・需用費（燃料費） ・役務費（通信運搬費） ・使用料及び賃借料（レンタカー代、通行料、駐車場使用料） 	10/10	国庫	なし	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	045-285-0656		
15 原子力災害拠点病院設備整備補助金	原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関	○	○	○	○	知事が適当と認める額	原子力災害拠点病院等としての活動に必要な施設及び物品の整備に係る事業に要する経費	10/10	国庫	前年度6月頃	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	045-285-0656		
16 原子力災害医療施設維持管理費補助金	原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関	○	○	○	○	知事が適当と認める額	国及び県の補助を受けて整備した原子力災害医療用の施設及び設備等の維持管理に係る費用に要する経費	10/10	国庫	前年度6月頃	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	045-285-0656		

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考	
		独法	公立	公的	民間										
小児医療関係															
17	小児入院患者付添等環境改善事業費補助	医療機関	○	○	○	○	【施設修繕事業】 1医療機関あたり7,560千円 【物品等購入事業】 1床あたり20千円	1 こどもの付添いをする家族が休息できるスペースを設置するなど、医療機関の施設内の修繕費用 2 こどもの付添いをする家族が利用できる簡易ベッド、ソファベッド、寝具等や、家族の食事のための調理器具（食事を温める電子レンジ等）の購入費用	10/10	国庫基金	前年度6月頃	医療整備・人材課医療整備グループ	045-210-4874	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/syouninyuuinntukiso/syouninyuuintukiksoi.html	
周産期医療関係															
18	産科医師等分娩手当補助事業	分娩施設	×	○	○	○	1分娩あたり10千円	分娩を取扱う産科医等に対して処遇改善を目的として分娩件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	1/3 (事業者2/3)	基金	前年度7～8月頃	医療整備・人材課人材養成グループ	045-210-4758		
19	産科・小児医療施設等誘致事業費補助	産科医療施設を開設する事業者 小児医療施設を開設する事業者	○	○	○	○	【施設整備】 分娩室等：484,000円（鉄筋コンクリート）×194㎡ 宿泊施設：484,000円（鉄筋コンクリート）×40㎡×2室 【設備整備】 医療機器：1か所あたり17,035千円 医療機器以外の備品：1か所あたり17,035千円 【施設整備】 診察室等：484,000円（鉄筋コンクリート）×160㎡ 【設備整備】 医療機器：1か所あたり17,035千円 医療機器以外の備品：1か所あたり17,035千円	1 産科医療施設として必要な各部門の新築、増築、改築、改修に要する工事費又は工事請負費 2 産科医療施設として必要な医療機器購入費、医療機器以外の備品購入費	1/2 (事業者1/2) ※国庫非活用の場合	国庫基金	前年度5月頃	医療整備・人材課医療整備グループ	045-210-4874	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/pub/sannkasyouniyuuchi.html	※基準額は令和7年度要綱に基づくものであり、今後変動する可能性があります

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考	
		独法	公立	公的	民間										
人材確保・勤務環境改善支援関係															
20	院内保育事業運営費補助事業	院内保育所を設置する病院等	○	×	×	○	<p>原則12か月運営し、かつ保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している各病院内保育施設につき、1により算定した基本額より別に定める保育料収入相当額を控除した額に、病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、2により算定した加算額の合計額とする。</p> <p>1 基本額</p> <p>(1) A型特例 1人×237,400円×運営月数</p> <p>(2) A型 2人×237,400円×運営月数</p> <p>(3) B型 4人×237,400円×運営月数</p> <p>(4) B型特例 6人×237,400円×運営月数</p> <p>2 加算額</p> <p>(1) 24時間保育を行っている施設 30,750円×運営日数 ただし、保育士の配置数が4人以上の場合、2を乗じる。</p> <p>(2) 病児等保育を行っている施設 278,340円×運営月数</p> <p>(3) 緊急一時保育を行っている施設 27,210円×運営日数</p> <p>(4) 児童保育を行っている施設 14,760円×運営日数</p> <p>(5) 休日保育を行っている施設 15,270円×運営日数 ただし、保育士の配置数が4人以上の場合は2を、6人以上の場合は3を乗じる。</p> <p>(休日とは、日曜日、祝日並びに12月29日から翌年1月3日をいう。)</p>	<p>病院内保育所の運営（運営については、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重する。）に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>	2/3 (事業者1/3)	基金	なし	医療整備・人材課人材確保グループ	045-210-4759		

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
			独法	公立	公的	民間									
21	院内保育事業運営費補助事業 (公的病院)	院内保育所を設置する公的病院	×	×	○	×	<p>原則12か月運営し、かつ保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している各病院内保育施設につき、1により算定した基本額より別に定める保育料収入相当額を控除した額に、病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、2により算定した加算額の合計額とする。</p> <p>1 基本額 (1) A型特例 1人×237,400円×運営月数 (2) A型 2人×237,400円×運営月数 (3) B型 4人×237,400円×運営月数 (4) B型特例 6人×237,400円×運営月数</p> <p>2 加算額 (1) 24時間保育を行っている施設 30,750円×運営日数 (2) 病児等保育を行っている施設 278,340円×運営月数 (3) 緊急一時保育を行っている施設 27,210円×運営日数 (4) 児童保育を行っている施設 14,760円×運営日数 (5) 休日保育を行っている施設 15,270円×運営日数 (休日とは、日曜日、祝日並びに12月29日から翌年1月3日をいう。)</p>	病院内保育所の運営（運営については、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重する。）に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）	2/3 (事業者1/3)	県一財	なし	医療整備・人材課人材確保グループ	045-210-4759		
22	院内保育所施設整備費補助事業	院内保育所を設置する病院等	○	×	○	○	<p>次に掲げる基準面積に以下に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 収容定員×5㎡ ただし、30人を限度とする。</p> <p>単価 鉄筋コンクリート 245,400円/㎡ ブロック 214,400円/㎡ 木造 245,400円/㎡</p>	病院内保育所（施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重する。）として必要な新築、増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費	1/3 (事業者2/3)	基金	前年度5～6月頃	医療整備・人材課人材確保グループ	045-210-4759		

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
		独法	公立	公的	民間									
23 新人看護職員研修事業費補助事業	新人看護職員研修を実施する病院等	○	○	○	○	<p>1 新人看護職員研修事業</p> <p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 研修経費</p> <p>ア 新人看護職員等が1名するとき 440千円</p> <p>イ 新人看護職員等が2名以上のとき 630千円</p> <p>(2) 教育担当者経費</p> <p>新人看護職員等5名以上の場合に5名増すごとに215千円</p> <p>(注)当該年度4月末日現在在職数で上限70名</p>	<p>1 新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費)</p> <p>新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)</p>	1/2 (事業者 1/2)	基金	なし	医療整備・人材課人材確保グループ	045-210-4759	http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f5510/s hinjinkango hojokin/index.html	
						<p>2 医療機関受入研修事業</p> <p>(1) 1名～4名を受け入れた場合 1施設当たり113千円</p> <p>(2) 5名～9名を受け入れる場合 1施設当たり226千円</p> <p>(3) 10名～14名を受け入れる場合 1施設当たり566千円</p> <p>(4) 15～19名を受け入れる場合 1施設当たり849千円</p> <p>(5) 20名以上受け入れる場合 1施設当たり1,132千円</p> <p>(6) 受け入れる新人看護職員数が20名を超える場合</p> <p>1名増すごとに45千円</p> <p>(注)複数月で実施し、1人当たり年間40時間で1人とし、上限30名</p>	<p>2 医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費</p>							
						<p>3 多施設合同研修</p> <p>(1) 新人看護職員等が10名～14名するとき 339千円</p> <p>(2) 新人看護職員等が15名以上の場合に5名増すごとに113千円</p> <p>(注)複数月で実施し、1人当たり年間40時間で1人とする。</p>	<p>3 多施設合同研修の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1/3 (事業者 2/3)						

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所あたり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
		独法	公立	公的	民間									
24 遠隔ICU体制整備促進事業	厚生労働省大臣が適当と認める者	○	○	○	○	設備整備費（1か所あたり） 1 支援側医療機関 120,000 千円 2 依頼側医療機関 60,000 千円 運営費（1か所あたり） 1 支援側医療機関 19,000千円+34,633千円×1日あたり平均運用時間/24時間 2 依頼側医療機関 3,000千円 ※なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。 ※ただし、特定集中治療室遠隔支援加算を算定する医療機関は2. 依頼側医療機関の対象外とする。	設備整備費 Tele-ICU体制の整備に必要なデータセンター、データシステム 構築費用及び付属機器等の購入費 運営費 1 職員基本給、職員諸手当、通信運搬費、雑役務費、社会保険料、委託費（システム運用費、システム保守経費） 2 通信運搬費、雑役務費、委託費（システム保守経費）	1/2 (事業者1/2)	国庫	なし	医療整備・人材課医療整備グループ	045-210-4874	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/tele-icu/enkaku.html	※基準額は令和7年度要綱に基づくものであり、今後変動する可能性があります

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考	
		独法	公立	公的	民間										
人材確保・勤務環境改善支援関係															
25	看護実習施設受入拡充事業費補助	看護実習を受け入れている病院等	○	○	○	○	<p>1 実習指導者講習会等受講経費 <訪問看護ステーション、助産所、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設> 1 受講者あたり 97千円</p> <p><病院> 1 受講者あたり 582千円</p> <p>2 実習受入施設代替職員経費 1 施設あたり 582千円</p> <p>(注)「実習指導者」とは、実習指導者講習会を修了した者、「実習指導者講習会」とは、都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準じるものとして厚生労働省が認定した講習会をいう。</p>	<p>1 実習指導者講習会等受講に必要な次に掲げる経費 (1) 講習会受講経費 (受講料、教材費、旅費) (2) 代替職員経費(受講期間中の業務に対応するものに限る)</p> <p>2 実習受入施設における専任教育担当者や実習指導者等の指導に係る職員を補佐するための代替職員経費</p>	1/3 (事業者2/3)	基金	前年度3月	医療整備・人材課人材確保グループ	045-210-4759	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/kangoukeire.html	
26	地域医療勤務環境改善体制整備事業	地域医療において特別な役割があり、交付要件を満たす医療機関	○	○	○	○	<p>1 資産形成経費(ICT等費用、休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用)</p> <p>2 その他経費(医師事務作業補助者研修費用、改善支援アドバイス費用、医療専門職支援人材の雇用、タスク・シェアリングに伴う医療専門職雇用等に係る補助)</p> <p>1, 2ともに、病床機能報告の稼働病床数1床あたり133千円</p>	<p>資産形成経費 9/10 (事業者1/10)</p> <p>医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要する経費</p> <p>その他経費10/10</p>	基金	未定	医療整備・人材課人材確保グループ	045-210-4877			

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
		独法	公立	公的	民間									
27 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業	医療機関としての指導體制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能を習得できるような医師を育成する医療機関	○	○	○	○	1 資産形成経費（ICT等費用、休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用） 2 その他経費（医師事務作業補助者研修費用、改善支援アドバイス費用、医療専門職支援人材の雇用、タスク・シェアリングに伴う医療専門職雇用等に係る補助） 1、2ともに、病床機能報告の稼働病床数1床あたり133千円、ただし、一定の条件を満たす医療機関については稼働病床数1床あたり266千円	医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要する経費	資産形成経費 9/10 (事業者1/10) その他経費10/10	基金	未定	医療整備・人材課人材確保グループ	045-210-4877		
28 勤務環境改善医師派遣等推進事業	地域医療において特別な役割がある医療機関及びその医療機関へ医師の派遣を行う医療機関	○	○	○	○	(派遣受入医療機関) 受入1人あたり150千円 (派遣医療機関) 1人1月あたり1,250千円	(派遣受入医療機関) 派遣医師を受け入れるための準備に必要な経費 (派遣医療機関に係る経費) 医師の派遣により遺失した利益に当該医療機関における直近の決算数値により算出される医師1人1月当たりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額	資産形成経費 9/10 (事業者1/10) その他経費10/10	基金	未定	医療整備・人材課人材確保グループ	045-210-4877		
29 勤務環境改善医師確保対策事業	地域医療において、特別な役割があり、交付要件を満たす医療機関	○	○	○	○	1 資産形成経費（ICT等費用、休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用） 2 その他経費（医師事務作業補助者研修費用、改善支援アドバイス費用、医療専門職支援人材の雇用、タスク・シェアリングに伴う医療専門職雇用等に係る補助） 1、2ともに、病床機能報告の稼働病床数1床あたり133千円、ただし、250床を限度とする	医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要する経費	1/3 (事業者2/3)	基金	未定	医療整備・人材課人材確保グループ	045-210-4877		

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
		独法	公立	公的	民間									
30 外国人看護師候補者就労研修支援事業	EPA看護師候補者受入病院等	○	○	○	○	1 日本語習得支援事業 候補者1人あたり 117千円 2 就労研修支援事業 受入施設1か所あたり 461千円	日本語習得支援事業及び就労研修支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 1 指導者経費（謝金、人件費、手当） 2 報償費 3 旅費 4 需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費） 5 役務費（雑役務費、通信運搬費） 6 備品購入費	定額	国庫	なし	医療整備・人材課 人材養成グループ	045-210-4759	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/gaikokujin_kangoshikouhosha.html	
31 訪問看護ステーション等研修事業	1 教育支援ステーション事業費補助 県内で訪問看護に関連する事業を行う事業所、団体等、地域の訪問看護管理者会、複数の訪問看護ステーションが共同で実施する場合はその代表者（その他の共同者の委任が必要） 2 特定行為研修受講促進事業費補助 県内に所在する医療機関及び訪問看護ステーション（医療機関・診療所のみを除外）	○	○	○	○	1 教育支援ステーション事業費補助 1 医療圏あたり 1,600千円 ただし、横浜二次保健医療圏、川崎北部二次保健医療圏、川崎南部二次保健医療圏及び相模原二次保健医療圏を除く各医療圏内において、2つ以上の市町村で事業を実施する事業者に限る。 2 特定行為研修受講促進事業費補助 700千円	1 訪問看護に関する研修の企画・実施及び同行訪問の実施に必要な経費（人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料） 2 特定行為研修の受講において、事業者が負担した次の費用（ただし、事業者が自機関において特定行為研修を行い、その費用を免除した場合は除く） ・入学費 ・受講費 ・教材費等	3/4 (事業者1/4) 1/2 (事業者1/2)	基金	なし	医療整備・人材課 人材確保グループ	045-210-4759	http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f5510/documents/houmonkango_hojo.html http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/houmon/toku-teikoui-hojo.html	

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
		独法	公立	公的	民間									
32 看護師等養成所運営費補助	看護師等養成所	○	×	○	○	次に掲げる課程ごとの基準額A、基準額B及び基準額Cの合計額とする。 1 看護師(3年課程)養成所【全日制】 (1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エの合計額に別表4に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり17,751,000円 イ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに2,061,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり536,000円 エ 生徒数に1人当たり16,000円を乗じて得た額 (2) 基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり147,000円 (3) 基準額C 卒業者数に1人あたり16,000円を乗じて得た額に神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(医療分)交付要綱別表4に定める調整率及び同別表5に定める調整率を乗じて得た額 (以下、定時制、2年課程等については省略)	看護師養成所の運営費に必要な経費 1 教員経費 (1) 専任教員給与 (2) 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 (3) 部外講師謝金 (4) 委託料(上記教員経費のうち(1)~(3)に該当するものとする。) 2 事務職員経費 (1) 専任事務職員給与費 (2) 委託料(上記専任事務職員給与費とする。) 3 生徒経費 (1) 事業用教材費 (2) 臨床実習経費(消耗機材に要する経費) (3) 委託料(上記生徒経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。) 4 実習施設謝金 (1) 報償費(実習施設謝金) (2) 委託料(上記報償費とする。) 5 新任看護教員研修事業実施経費(部外講師謝金、部外講師旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、備品購入費) 6 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費(部外講師謝金、部外講師旅費、代替教員雇上経費)	10/10	基金	なし	医療整備・人材課人材確保グループ	045-210-4759	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/yousei jo. h tml	

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
		独法	公立	公的	民間									
33 看護師等養成所 施設整備費補助	看護師等養成所	○	×	○	○	次に掲げる基準面積に以下に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 新築の場合 保健師、助産師、看護師の学校又は養成所 学生定員×20㎡ (ただし、2年課程(通信制)は3㎡) (2) 増築の場合 新築の場合に準じて算定した面積 ただし、既存面積と増築面積との合計面積は、上記(1)の例により算定した場合の面積を超えることはできない。 (3) 改築(移改築及び模様替えを含む。)の場合 当該施設の既存面積 ただし、上記(1)の例により算定した場合の面積を超えることはできない。 (4) 男子学生の受入れに必要な更衣室等を整備する場合は、上記(2)又は(3)により算定した面積に16.2㎡を限度として加算した面積 単価 鉄筋コンクリート 168,400円 ブロック 145,600円 木造168,400円	学校又は養成所(寄宿舍を含む。)の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	1/2 (事業者1/2)	基金	前年度5~6月頃	医療整備・人材課人材確保グループ	045-210-4759		
34 看護業務等アシスト機器導入支援事業費補助	病院	○	○	○	○	1機器あたり 移乗支援・入浴支援用機器の場合2,000千円 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション用機器の場合600千円 ただし、1施設当たり30,000千円を補助上限額とする。 (注) 補助対象機器 経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器で次のものを対象とする。 ・「福祉用具情報システム(TAIS)」 (公財)テクノエイド協会が提供。)で、「介護テクノロジー」として選定された機器 ・「神奈川県「看護業務等アシスト機器導入支援事業費補助」補助対象ロボット一覧」に掲載された機器	機器導入に要する備品購入費、賃借料、需用費及び役務費	1/2 (事業者1/2)	基金	前年度5~6月頃	医療整備・人材課人材確保グループ	045-210-4759	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/robot.html	

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
		独法	公立	公的	民間									
35 看護業務等ICT 導入支援事業費 補助	病院	○	○	○	○	当該医療機関が病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数（病床機能報告の対象外の病床については医療法第27条に基づく使用許可病床数） 1床当たり96千円 ただし、病床数の合計が300床以上の場合は300床として算定する。	ICT導入に要する経費（備品購入・設置費（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器）クラウドサービス費、導入設定費、セキュリティ対策費等） ただし、34看護業務等アシスト機器導入支援事業費補助の対象機器は除く。	3/4 (事業者 1/4)	基金	前年度 5～6 月頃	医療整備・人材課人材確保 グループ	045- 210- 4759	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/ict.html	

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
		独法	公立	公的	民間									
36 かながわ地域看護師養成事業費補助	県内に所在する病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム及び看護師等養成学校の開設者 (ただし、「かながわ地域看護師養成ガイド」を用いて、出向により看護職員を送り出す事業主及び当該看護職員を出向により受け入れる事業主に限る。)	○	○	○	○	<p>1 基礎経費</p> <p>(1) 出向元事業主 出向看護職員1人当たり434,000円</p> <p>(2) 出向先事業主 受入出向看護職員1人当たり938,000円</p> <p>2 看護師等出向経費</p> <p>(1) 出向元事業主 出向看護職員1人1日当たり2,300円×給与差額の負担割合</p> <p>(2) 出向先事業主 受入出向看護職員1人1日当たり2,300円×給与差額の負担割合</p> <p>※支給限度人数：1事業主あたり5人（同一看護師1年度限り） ※支給限度日数：240日</p>	看護補助者（常勤に限る）に実務者研修を受講させるために必要な経費 (7) 受講料 (4) 受講者が支払った受講料に対する支給金（但し給与、賃金、手当等と明確に区別して支給したものに限る。）	1/3 (事業者2/3)	基金	前年度3月	医療整備・人材課人材確保グループ	045-210-4759	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/chikikangoshi.html	

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
		独法	公立	公的	民間									
37 看護補助者キャリアアップ研修受講促進支援事業	病院	○	○	○	○	実務者研修を受講する看護補助者（常勤に限る）1人あたり 120千円 (注)実務者研修とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく実務者研修をいう。	かながわ地域看護師養成事業の実施に必要な次に掲げる経費 ①基礎経費 事務担当者経費（人件費、手当）、看護責任者経費（人件費、手当）、教育担当者経費（人件費、手当）、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費 ②看護師等派遣経費 出向看護職員の人件費及び手当に係る出向先事業主と出向元事業主との差額	3/4 (事業者1/4)	基金	前年度5～6月頃	医療整備・人材課人材確保グループ	045-210-4759	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/kangohojosha.html	
38 医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業（仮）	病院	○	○	○	○	未定	業務効率化に資するICT機器等の導入及びそれに附随する経費	未定	基金	未定	医療整備・人材課人材確保グループ	045-210-4877		R7国補正予算事業。R8事業については、今後国から示される予定

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
		独法	公立	公的	民間									
39 診療所承継・開業支援事業費補助(仮)	重点医師偏在支援区域内で次の要件を満たした承継を行う診療所であって、医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所 【要件】 ①承継する診療所から、原則、半径4km以内に他の医療機関がないこと。 ②所在地の市町村、管轄する市町村医師会及び神奈川県医師会で支援対象として合意を得ていること。 ※別途補助事業があるため、小児科・産科を除く	○	○	○	○	①施設整備事業 【基準面積】 <診療部門> ・無床の場合 160㎡ ・有床の場合(5床以下) 240㎡ ・有床の場合(6床以上) 760㎡ <診療部門と一体となった医師・看護師住宅> 80㎡ 【補助単価】 鉄筋コンクリート:558,000円/㎡ ブロック:444,000円/㎡ 木造:362,000円/㎡	診療部門の整備費又は診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費	1/2 (事業者1/2)	国庫	事前相談(随時)	医療整備・人材課人材確保グループ	045-210-4877	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/sinryoujo-hojo.html	重点医師偏在支援区域(県西二次保健医療圏)
						②設備整備事業 【基準額】16,500,000円	診療所として必要な医療機器購入費	1/2 (事業者1/2)						
						③運営費補助事業 【基準額】 診療日数(129日以下) 6,200,000円+(71千円×実診療日数) 等	診療所の運営に必要な職員基本給等の経費	2/3 (事業者1/3)						

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
			独法	公立	公的	民間									
40	派遣元医療機関支援事業費補助(仮)	重点区域内の医療機関に医師を派遣する医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関	○	○	○	○	【基準額】 61,000円×延日数	重点区域内の医療機関への常勤医や代診医等の医師派遣に要する費用	3/4 (事業者1/4)	国庫	未定	医療整備・人材課人材確保グループ	045-210-4877		重点医師偏在支援区域(県西二次保健医療圏) ※支援対象の考え方については、現在協議中
41	代替医師確保支援事業費補助(仮)	重点区域内の医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関	○	○	○	○	【基準額】 60,000円×延日数(日直、宿直数)	土日祝日の代替医師を雇上に係る経費	1/2 (事業者1/2)	国庫	未定	医療整備・人材課人材確保グループ	045-210-4877		重点医師偏在支援区域(県西二次保健医療圏) ※支援対象の考え方については、現在協議中
42	院内感染対策施設整備事業	病院	○	×	×	○	1室当たり29,420千円とし、空調設備(空気清浄度クラス1万以上)を整備する場合は、37,469千円を加算する。	病院の感染者のための個室設備に必要な工事費又は工事請負費	1/3 (事業者2/3)	国庫	前年度7~8月頃	医療企画課法人指導グループ	045-210-4869		※基準額は令和7年度のものであり、今後変動する可能性があります

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
			独法	公立	公的	民間									
43	精神科病院処遇改善設備支援事業	県所管域（横浜市、川崎市、相模原市を除く地域）に所在し、精神科病床を有する病院	○	×	×	○	見守りカメラ：528,000円 ※1病棟あたりの金額。上記金額を下回った場合、その額を補助基準額とする。 なお、1病棟あたりのカメラ設置費は、工事総額を整備病棟数で除した金額を採用する。 低床電動ベッド：792,000円 衝撃緩和マット：44,000円 離床センサー：108,000円 ※各機器について、病床数の20%の台数を上限とする。上記金額を下回った場合、その額を補助基準額とする。	事業の実施に必要な経費（需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費）	1/3 (事業者2/3)	県一財	前年度10月頃	がん・疾病対策課 精神医療グループ	045-210-4727	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/mimamori.html	

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
		独法	公立	公的	民間									
病床機能転換関係														
44	回復期病床等転換施設整備費補助	県内に所在する医療機関の開設者が知事が適当と認めるもの	○	○	○	○	<p>新築・増改築</p> <p>1床あたり 12,100千円</p> <p>改修</p> <p>1床あたり 8,257千円</p> <p>「基本診療料の施設基準等」に定める以下のいずれかの施設基準等を満たす施設を整備するために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>1 回復期病床の整備</p> <p>ア 回復期リハビリテーション病棟入院料</p> <p>イ 地域包括ケア病棟入院料又は入院医療管理料(主に回復期機能を提供する病棟又は病室に限る。)</p> <p>ウ 地域包括医療病棟入院料(主に回復期機能を提供する病棟に限る。)</p> <p>2 慢性期病床の整備 (H31年度～)</p> <p>(横浜二次保健医療圏又は川崎北部、川崎南部、県央二次医療圏において整備を行う場合に限る。)</p> <p>ア 療養病棟入院料(又は特別入院基本料)</p> <p>イ 有床診療所療養病床入院基本料</p> <p>ウ 緩和ケア病棟入院基本料</p> <p>エ 特殊疾患病棟入院料(又は入院医療管理料)</p> <p>オ 障害者施設等入院基本料</p>	3/4 (事業者1/4)	基金	前年度4～5月頃(一部当年度の4～5月で実施)	医療整備・人材課医療整備グループ	045-210-4874		
45	病棟等転換準備経費支援事業	県内に所在する医療機関の開設者(知事が適当と認めるもの)	○	○	○	○	<p>「基本診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第62号)に定める施設基準等を満たす回復期リハビリテーション病棟(病室、主に回復期機能を提供する 地域包括ケア病棟(病室、主に回復期機能を提供する 地域包括医療病棟の整備に伴い発生する以下の準備経費のうち、県からの交付決定通知日以降、かつ病棟又は病室の開設前3か月から開設後3か月の計6か月の間に発生する経費。</p> <p>・看護職員(看護師、准看護師、看護助手)及びリハビリテーション専門職の訓練期間中の人件費(ただし、リハビリテーション専門職は1名を上限とする。</p> <p>・職員の募集に係る経費(人件費除く)</p> <p>・普及啓発に係る経費(人件費除く)</p>	3/4	基金	未定	医療企画課企画グループ	045-285-0734		

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
			独法	公立	公的	民間									
46	心臓リハビリテーション推進事業費補助金(心臓リハビリテーション設備整備事業)	県内に所在する医療機関の開設者	○	○	○	○	1医療機関当たり9,000千円	施設基準上求められている運動負荷装置等の導入費用	1/2(事業者1/2)	基金	前年度6～7月	がん・疾病対策課がん・循環器対策グループ	045-210-4780		

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
		独法	公立	公的	民間									
在宅医療関係														
47	在宅医療提供体制整備事業	○	○	○	○	医療機関事業費上限額 (1) 3,000 千円 (2) 1,300 千円 (3) ア：400 千円 イ：5,000 千円	(1) 「在宅医療の提供に必要となる医療機器」及び「オンライン診療等に活用する情報通信機器」 (2) 「在宅医療の提供に必要となる医療機器」 (3) 「オンライン診療等に活用する情報通信機器」のみ。	3/4 (事業者1/4)	基金	なし	医療企画課地域包括ケアグループ	045-210-4865	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6z/r7zaitakuhoiyo.html	

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
		独法	公立	公的	民間									
48 在宅医療退院支援強化事業	退院時共同指導に新たに取り組むまたは拡充する計画を示している診療所・訪問看護ステーション	○	○	○	○	医療機関事業費上限額 (1) 848千円 (2) 304千円（1か月）	(1) 医療事務作業補助者の募集・雇用に係る経費 (2) 雇用後の研修期間として最大3か月の人件費相当額	3/4 (事業者1/4)	基金	なし	医療企画課地域包括ケアグループ	045-210-4865	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6z/r7taiin.html	
その他														
49 緩和ケア病棟整備事業費補助	県内に所在する医療機関の開設者	○	○	○	○	次に掲げる基準面積に基準単価を乗じた額とする。 基準面積 30㎡×緩和ケア病床数（ただし、20床を限度とする。） 基準単価 1㎡あたり175,100円	緩和ケア病棟入院料の施設基準を満たす緩和ケア病棟を整備するために必要な新築、増改築及び改修に要する工事費または工事請負費	2/3 (事業者1/3)	基金	前年度4月頃	がん・疾病対策課がん・循環器対策グループ	045-210-5015		
50 ドナーミルク利用支援事業補助金	医療機関	○	○	○	○	【ドナーミルク使用施設支援事業】 母乳バンクに支払う会費からその他寄付金等を控除した額	【ドナーミルク使用施設支援事業】 ドナーミルク使用施設が母乳バンクに支払う会費	10/10	基金	未定	健康増進課母子保健グループ	045-210-4786		
51 新生児聴覚検査機器整備事業費補助	県内（横浜市、川崎市、相模原市を含む）の診療所及び助産所	○	○	○	○	1医療機関当たり2,400千円	聴覚検査機器（自動ABR：Automated Auditory Brainstem Response）の購入費用	新規整備10/10 更新2/3 (事業者更新のみ1/3)	国庫 県一財	当年度7～8月	健康増進課母子保健グループ	045-210-4786	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f888/tyoukakukensakiki.html	

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
		独法	公立	公的	民間									
経営強化緊急支援事業関係														
52	医療機関等物価高騰対応費	医療機関等	○	○	○	○	<重点支援地方交付金活用による臨時的支援> 物価高騰の影響により負担増となっている光熱費について、公定価格のため医療費に転嫁できない医療機関等を対象に給付金を支給する	事業者負担なし	国庫	なし	医療整備・人材課医療整備グループ	045-210-4874	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/f533/2bukkakoutou.html	
53	医療機関等物価高騰対応費	医療機関等	○	○	○	○	<医療・介護等支援パッケージによる臨時的支援> 経済状況の変化等に対応するため、救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行う	事業者負担なし	国庫	なし	医療整備・人材課医療整備グループ	045-210-4874	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/f533/2bukkakoutou.html	

【補助金以外の支援事業】

	事業名	対象事業者	支援内容	費用負担	財源	所管課・グループ	問合せ先	HP	備考
人材確保・勤務環境改善関係									
1	医療勤務環境改善支援センター事業	医療機関	<p>○ 医療勤務環境改善支援センターに寄せられた各医療機関からのさまざまな相談に対して、医療労務管理（勤務シフトの見直し、就業規則、賃金制度の設計、安全衛生管理や福利厚生など）に関する相談については医療労務管理分野アドバイザーを、医業経営分野（診療報酬制度面や医療制度・医事法制面、組織マネジメント、経営管理面など）に関する相談については医業経営分野アドバイザーを派遣することにより支援する。</p> <p>○ 医療従事者の勤務環境改善に向けて、医療機関全体での継続的な取組として、現状分析から課題を明確にし、本格的に取組を進めるため、勤務環境改善マネジメントシステムの導入を支援する。</p>	無料	基金	医療整備・人材課人材確保グループ	045-210-4877		
2	重度重複障害者等支援看護師養成研修事業	看護職	<p>○ 障害福祉分野では看護に対する低い認知度や重度重複障害者等に対するケアの特殊性等により、慢性的に看護職が不足しているため、専門的な技術をもつ看護職の養成、人材確保、定着を図るため、講義、演習、実習等の研修を行う。（予算額：4,415千円）</p> <p>○ 1人職場が想定される職場において、迅速な判断力や決断力、地域の医療機関との連携等を習得した人材の育成のため、3日間の実習研修を行う。（令和7年度新規事業）（予算額：1,500千円）</p> <p>○ 看護学生及び離職中の看護師資格保有者並びにこれに準ずる医療関係者に向け、重度重複障害者等に係る職場の魅力が伝わる内容となるよう普及啓発の研修を行う。（予算額：2,233千円）</p>	無料	基金	障害サービス課福祉施設グループ	045-285-0738	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/cnt/1333/kanangoshikensyuu.html	
3	地域医療支援センター運営費	地域医療に従事する医師、医師不足病院等	地域医療支援センターを運営し、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保支援を行い、医師不足及び地域偏在の解消を図る。	無料	基金	医療整備・人材課人材確保グループ	045-210-4877		
4	医療的ケア児者歯科人材養成研修費	歯科医師・歯科衛生士	医療的ケア児者の歯科受診の機会を確保し、口腔機能の維持及び生活の質の向上を図ることを目的とし、在宅の医療的ケア児者への歯科診療に対応できる歯科人材（歯科医師、歯科衛生士等）の養成研修等を実施する。	無料	基金	障害福祉課地域生活支援グループ	045-210-4713		